

各 位

小諸市 地域応援・消費回復商品券
発行事業実施者

(株) まちづくり小諸
代表取締役 萩原 守

第2弾 小諸市 地域応援・消費回復商品券 取扱店募集のご案内

拝 啓

初秋の候、貴店益々ご隆盛の事とお慶び申し上げます。また、第1弾小諸市地域応援消費回復商品券にご参加いただきました、事業者の皆様におかれましては、多大なるご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

さて、早速ではございますが、今回の小諸市 地域応援・消費回復商品券は新型コロナウイルスによる消費落込みを少しでも回復する為、小諸市が国の「地方創生臨時交付金」を活用し発行するものです。

今回の小諸市 地域応援・消費回復商品券は小諸市の事業であり、パチンコ店等娯楽施設・医療機関・接骨院・調剤薬局を除く市内全ての商店・事業所が取扱店の対象となります。

国の交付金事業活用ということで、取扱店募集要項・商品券販売要項・換金要項等は市の方針に従い、小諸市が決定したもので、今までとは大きく異なり且つ詳細になっております。

今回はプレミアム率が4割の商品券ですから、大きな消費喚起が期待できるものと考えております。

応募要項をご一読戴きまして、是非とも取扱店としてご応募頂きたく、ご案内方々お願いを申し上げます。また、第1弾企画にご参加いただきました事業者様に関しましては、ご連絡がない限り、自動的に登録させていただきたいと存じます。

尚、新規登録をご希望される事業者様におかれましては、随時募集を行っておりますので、本書をよくお読みいただき、ご参加いただきます様、お願い申し上げます。

FAXでのお申込みは《0267-27-0065》へお願い致します。

ご不明な点は、(株)まちづくり小諸 小諸市 地域応援・消費回復商品券事務局
《0267-27-0156》まで、お問合せをお願い致します。

敬 具

本要項(案)は現時点での内容です。内容に変更が生じた場合は、改めてお知らせいたします。

つかって応援プロジェクト 第2弾

小諸市 地域応援・消費回復 こもろ応援チケット

取扱店募集要項(案)

1. 発行の目的

小諸市では、新型コロナウイルスによる地域経済活性化対策として国の「地方創生臨時交付金」を活用し、小諸市内での消費の拡大と地域経済活性化策の一環として、小諸市 地域応援・消費回復商品券を発行します。

2. 商品券の発行について

- (1) 名 称・・・第2弾 小諸市 地域応援・消費回復 こもろ応援チケット (以下「商品券」という)
- (2) 発行事業実施者・・・株式会社 まちづくり小諸
- (3) 発 行 総 額・・・2億8千万円 (プレミアム分8千万円含む)
- (4) 発 行 部 数・・・20,000 セット
- (5) 発 売 価 格・・・10,000 円 (1冊21枚綴り 14,000 円分)
- (6) 内 訳・・・

ピンク券	7枚	(1,000 円券 7,000 円分)
ブルー券	10枚	(500 円券 5,000 円分)
グリーン券	4枚	(500 円券 2,000 円分)

 } 取扱い可能店舗は項7-(5)表を参照
- (7) 店 舗 区 分・・・大型店：売場面積が 1,000 m²を超える小売店
※ 但し、同一事業者で 1,000 m²を超えない店舗がある場合その店舗も大型店扱いとする
- (8) 利 用 期 間・・・令和2年11月21日～令和3年2月21日
- (9) 販 売 方 法・・・ハガキによる事前予約販売方式 (11月下旬を予定)
- (10) 販 売 上 限・・・一人 10 セットまで (上限 100,000 円)
- (11) 販 売 対 象・・・
 - 小諸市に住民登録のある個人
 - 小諸市内事業者に就労されている方
 - 小諸市内の高校および専門学校に就学されている方
- (12) 取 扱 店 負 担・・・取扱店の負担金はありません

3. 取扱における厳守事項

- (1) 商品券は物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能。
- (2) 商品券は販売・サービスの提供が伴わない行為での現金化はできません。
- (3) 商品券額面に利用金額が満たない場合、釣銭は出さないものとします。
- (4) 不足分は現金で受け取って下さい。
- (5) 利用期間を過ぎた商品券は受け取らないで下さい。
- (6) 商品券の紛失及び盗難に対して、その責任を負いません。
- (7) 自店の商品や自らの専業上の取引(仕入)には、使用できません。

4. 商品券の利用対象にならないもの

- ① 換金性の高いもの・・・商品券・ビール券・酒券・図書券・切手・印紙・プリペイドカード等
- ② 株券・先物・保険・宝くじ等の金融商品
- ③ 現金との換金・金融機関への預け入れ
- ④ 医療保険や介護保険等の一部負担金・処方箋が必要な医薬品
- ⑤ パチンコ店等の娯楽施設への支払い
- ⑥ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ⑦ 国や地方公共団体への支払いおよび公共料金の支払い(税金・電気・ガス・水道料金等)
- ⑧ 家賃の支払い、不動産等の取引
- ⑨ たばこ事業法に規定する製造たばこの購入
- ⑩ その他 加盟店が特に指定するもの

5. 取扱店の参加資格

小諸市内に店舗・営業所等を有し、令和元年度確定申告時に営業所得・事業所得のある個人、法人、または、令和2年1月以降に創業した個人・法人。

6. 取扱ができない事業者

- (1) パチンコ店等の娯楽施設事業者。
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者。
- (3) 「4.商品券の利用対象にならないもの」に記載の取引、商品のみを取り扱う事業者。
- (4) 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号 第2条第2号）に規定する暴力団をいう）暴力団員（同第6号に規定する規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者。

7. 取扱店の責務等

- (1) 取扱店であることが明確になるよう、商品券販売日までにお届けしますのでポスター等を利用者が分かりやすい場所に掲示して下さい。
- (2) 利用者が持ち込んだ商品券は、受け取る前に問題ないかを確認してください。
偽造防止ホログラムがない、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否とともに、その事実を速やかに発行事業実施者（株式会社まちづくり小諸）まで報告して下さい。
- (3) 商品券を受け取った時は、他店での再使用を防止するため裏面の所定欄に取扱店名を記入することとし、既に取扱店の記入がある場合は、受け取りを拒否して下さい。
- (4) 商品券の交換及び売買は行わないでください。利用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能です。
- (5) 商品券は、「ピンク券」「ブルー券」「グリーン券」の3種類があります。
- (6) 大型店では、「ピンク券」のみ取り扱うことができます。それ以外の商品券は受け取らないようにしてください。
- (7) 一般店では、「ブルー券」および「ピンク券」を取り扱うことができます。それ以外の商品券は受け取らないようにしてください。
- (8) 飲食店・宿泊施設では全ての商品券が使用出来ます。
- (9) 利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金切れ等による損失は、取扱店の責務とします。
- (10) 長野県暴力団排除条例及び小諸市暴力団排除条例を厳守して下さい。

商品券の種類	利用できる店舗		
	大型店	一般店	飲食店・宿泊施設
ピンク券	○	○	○
ブルー券	×	○	○
グリーン券	×	×	○

8. 申請手続きについて

(1) 申請方法

①前回（第1弾こもろ応援チケット）に加盟されている店舗

不参加の申し出が無い限り、自動的に登録となります。内容の変更がある場合のみ、ご連絡ください。

②新規に取扱店加盟をご希望の場合

取扱加盟店の募集は随時受付しております。本要項に同意の上、「取扱店登録申請書」に必要事項を記入し下記までご提出ください。

【郵送】〒384-0026 小諸市本町2-3-13 (株)まちづくり小諸 小諸市地域応援・消費回復商品券宛て

【FAX】0267-27-0065

※恐れ入りますが、手続きに関する申込書送付郵便料金は取扱店様負担となりますので、ご了承ください。
※「取扱店登録申請書」は、株式会社まちづくり小諸のホームページからもダウンロードできます。

(2) 申請締切日

令和2年9月23日（必着）までに申請された取扱店は、10月8日予定の区長文書配布時に「小諸応援チケット購入予約のご案内」を全戸配布します。9月23日以降申請した取扱店は、商品券販売時に購入者へ配布します。また、株式会社まちづくり小諸のホームページで随時更新致します。

(3) 申請後の審査・承認

申請のあった事業者は、審査を経て取扱店として承認します。承認した場合には後日「ポスター・関係書類」を郵送致します。

(4) その他

市内に複数の店舗がある場合は、個別の店舗ごとに申し込んで下さい。

9. 商品券の破損について

万が一、お客様との取引で、何らかの事由により商品券に破損が生じていた場合、商品券下部に記載されている番号および偽造防止帯の双方が完全に判別できるものは、額面の満額で換金に応じるものとします。それ以外の著しく破損した商品券は、換金に応じることができませんので、ご注意ください。

10. 換金について

(1) 換金商品券について

- ①商品券裏面に必ず加盟店店名印を押印して下さい。
- ②加盟店店名印の押印が無い商品券の換金はできません。

(2) 商品券換金の最終締め切り

令和3年2月26日(金)午後3時(厳守)

(3) 換金手続き

- ①お支払いは全てご指定の銀行口座への振込となります。
- ②換金受付日は毎月5日、15日、25日とします。土日祭日の場合は直近の月曜日となります。
2020年12月 ・・・ 7日(月)・15日(火)・25日(金)
2021年 1月 ・・・ 5日(火)・15日(金)・25日(月)
2021年 2月 ・・・ 5日(金)・15日(月)・25日(木)・26日(金)・・・換金最終日

③上記換金受付日以外の換金は、一切お受けできませんのでご注意ください。

④現金への換金(直接手渡し)は、一切お受けできません。

(4) 換金時間

午前9時～午後3時まで

(5) 送金について

- ①換金手続き日から3営業日以内にお振り込みします。
- ②第1弾と第2弾は、別々に振込を行います。

(6) 換金持込場所

小諸市本町2-3-13 株式会社まちづくり小諸

(駐車場はございません。最寄りのパーキングをご利用ください)



(7) 換金についての注意事項

- ①第1弾と第2弾の商品券は、会計が異なりますので、必ず券種ごとに分けてお持ちください。
- ②換金申込票も、第1弾と第2弾は別の書式となります。お間違えの無いよう、ご記入をお願い致します。
- ③第2弾商品券には、1000円券と500円券がありますので、換金の際はご注意ください。
- ④換金受付ブースも分かれていますので、場合によってはお時間がかかる可能性があります。
予めご了承ください。

11. 取扱店の取消等

この「募集要項」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の承認を取り消す場合があります。又、違反により損害金が発生した際は請求する場合があります。

12. その他留意事項

この「募集要項」に記載されてない事項、不明な点は(株)まちづくり小諸までお問合せ下さい

※※※
【発行】

小諸市地域応援・消費回復商品券発行事業実施者
株式会社まちづくり小諸

〒384-0026

長野県小諸市本町二丁目3番13号

☎ 0267-27-0156 / FAX 0267-27-0065

URL: <https://www.machidsukuri-komoro.com/>